

加盟団体規程（旧規程名称：加盟団体守則）

（2019年6月22日施行）

第1章 目的

（目的）

第1条 公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下「協会」という）は、協会定款第7条に規定する社員総会の承認により加盟を認められた団体に関することをこの規程で定める。

第2章 組織

（加盟団体の定義）

第2条 加盟団体とは、定款第7条に規定する、都道府県を代表するライフル射撃スポーツ競技団体（以下に「地方加盟団体」という）、全国的に組織されたライフル射撃スポーツ競技団体（以下に「その他の加盟団体」という）および協会の理事会において推薦された団体（以下に「その他の加盟団体」という）で、協会の社員総会において加盟を認められた団体をいう。

（加盟団体の組織）

第3条 地方加盟団体およびその他の加盟団体は、適正な組織を有し事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること。

第3章 権利

（加盟団体の権利）

第4条 加盟団体は次の権利を有する。

- (1) 定款第8条の規定により正会員候補者1名を推薦する権利
- (2) 協会が行う加盟団体を支援する事業を利用する権利
- (3) 協会が保有する情報のうち、協会が提供を認めた情報を取得する権利
- (4) 地方加盟団体は国体ブロックを単位とする協議会を組織し、ブロック単位での競技会を実施しさらに、各1名の理事候補者を推薦できる権利。

第4章 義務

(報告および届け出の義務)

第5条 加盟団体は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、次の書類を添えて事業の状況を協会に報告しなければならない。ただし特段の事情がある場合に限り理事会の決議により一部の届け出の免除をすることができる。

- 1 前年度の事業報告書および決算書
- 2 監事の監査報告書
- 3 役員名簿
- 4 その他、協会が必要とする書類

(役員規約等の変更届出)

第6条 加盟団体は、役員、選任正会員候補者ならびに規約に変更があった場合は、その旨をすみやかに届け出なければならない。

(会員の異動、退会等の届出)

第7条 加盟団体は協会の普通会员の異動および退会については、すみやかに協会に届け出なければならない。

(法令遵守、ガバナンス確立の義務)

第8条 加盟団体は、健全かつ適切な組織運営の確保のため、次の事項に取り組まなければならない。

- (1) ガバナンスを確立し、適正に業務を遂行すること。
- (2) 男女が対等な構成員として加盟団体における決定に参画する機会を確保すること。
- (3) 外部の有識者の登用に努めること。
- (4) アスリートの権利を保護し、心身の安全を確保すること。
- (5) 代表選手選考の判断基準を客観化し、透明性を高めること。
- (6) 日本アンチ・ドーピング規程の遵守、その他ドーピング防止活動を推進すること。
- (7) 役職員に協会の倫理規程に定める事項を遵守させること。

(会費の納入義務)

第9条 加盟団体は、定款第10条に定める会費等を取りまとめ、協会の指定する日までに納入しなければならない。

(伝達の義務)

第10条 加盟団体は、協会よりの通達、行事予定、その他必要な事項を確実に加盟団体の会員に伝達しなければならない。

第5章 監督

(指導及び助言)

第11条 協会は、協会の目的を達成するために必要があると認めるときは、加盟団体に対し、事業の運営、その他について必要な指導及び助言をすることができる。

(調査要求)

第12条 協会は、本規程第5条により提出された書類に疑義が生じた場合、その他、協会よりの通達等の実施等について必要が生じたときは、次により調査を要求し、また調査を実施することができる。

1. 不審事項につき報告書の提出を求める。
2. 協会より理事会の指定した調査員を派遣し、調査に当たらせる。
3. 加盟団体の理事会、総会等の会議に協会理事をオブザーバーとして派遣し、会議の運営、審議について意見を述べる。

(理事会、総会の開催要求)

第13条 協会は、加盟団体の運営について疑義が生じた場合は、理事会の議により、加盟団体の理事会または総会等の開催を請求することができる。

(理事会、総会の開催)

第14条 加盟団体は、協会より理事会または総会等の開催の請求があったときは、その請求の日より2ヶ月以内に、理事会または総会等を開催しなければならない。

第6章 制裁

(処分)

第15条 加盟団体が第5条から第14条に定める義務に違反した場合又は管理運営が適正を欠いた場合には、理事会において加盟団体による弁明の機会を与えた後、理事会の決議により次の処分を行うことができる。

- (1) 勧告
- (2) 資格停止

(加盟団体としての承認取消)

第16条 協会は、前条の改善を実施しない加盟団体についてさらに必要あるときは、前条と同様の手続きの後、社員総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、加盟団体としての承認を取り消すことができる。

第7章 附則

(変更)

第17条 本規程は、理事会の議決さらに社員総会出席者の過半数の同意をもって変更することができる。

(附 則)

第18条 本守則は、昭和47年3月26日より施行する。

2. 本守則は、平成21年11月28日より施行する。

3. 本守則は、平成26年6月7日に一部改訂し同日施行する。

4. 本規程は、2019年6月22日に一部改訂し同日施行する。(加盟団体守則から規程へ変更 加盟団体の権利と義務の明確化 法令順守・ガバナンス確立等を追加)